

京都市告示第205号

京都市美術館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市美術館の開館時間を延長します。

平成28年6月23日

京都市長 門川 大作

開館時間を延長する日

平成28年8月11日から同月12日まで開館時間は、午前9時から午後7時までとします。

(美術館)